

羽村市議会における請願書及び陳情書等の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、羽村市議会会議規則（平成30年議会規則第1号）第3章に規定する請願書及び陳情書等（陳情書又はこれに類するものをいう。以下同じ。）の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報等の保護)

第2条 請願書及び陳情書等に、羽村市情報公開条例（平成15年条例第23号）第7条に規定する不開示情報としている個人情報等が記載されているときは、当該条例の趣旨を踏まえ、秘密保持のための適切な措置を講じるものとする。

(受付)

第3条 請願書及び陳情書等の提出は、議会事務局の受付窓口への持参を原則とする。ただし、持参が困難な場合には郵送等により提出できるものとする。

第4条 各定例会において処理をする請願書及び陳情書等の受付締切日は、当該定例会の一般質問の受付開始日の前日とし、受付締切日後に受付けた請願書及び陳情書等は、次の定例会において処理するものとする。ただし、議長が緊急を要すると判断したものについては、議会運営委員会で取扱いを協議する。

(陳情書等の処理の例外)

第5条 陳情書等については、次の各号のいずれかに該当すると議長が認めたときは、請願書の例による処理を行わない。ただし、議員全員に写し（その要約を含む。）を参考配付する。

- (1) 基本的な人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 個人の秘密を暴露するもの
- (3) 特定の個人、団体等の名誉を棄損し、又は信用を失墜させるおそれのあるもの
- (4) 係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
- (5) 私人間の争いに関するもので、互いが自主的に解決すべきもの
- (6) 羽村市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
- (7) 国及び他の地方公共団体の事務に関するもの
- (8) 羽村市議会として、過去に結論を出した（審議未了を含む。）請願書又は陳情書等と同趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの
- (9) 羽村市議会として、過去に意見書を提出し、又は決議を可決したものと同一趣旨のもの
- (10) 趣旨、願意が不明確で判然としないもの
- (11) 郵送又はメールにより提出されたもの（ただし、議長が請願書の例により処理することが妥当と認めたものについては、この限りでない。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、議会の審査になじまないと議長が判断したもの